

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、令和三年九月三十日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に規定する顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和三年八月二十日

北海道帯広市川西町西二線六十一番地の一

代表理事組合長 有塚 利宣